

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

三次市

2 構造改革特別区域の名称

三次市保育環境の充実特区

3 構造改革特別区域の範囲

三次市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 本市の位置・概要

本市は、広島県の北部にあり、中国地方のほぼ中央に位置し、大阪へ約250km、下関へ約250kmと東西の間であるとともに、山陽側の広島・呉・三原・尾道・福山、山陰側の米子・松江・出雲・太田・江津・浜田へ50～80kmで、陰陽へほぼ等距離に位置し、正に中国地方の中心といえる。

交通網は、道路では東西の大動脈としての中国縦貫自動車道と、南北を繋ぐ中国横断自動車道尾道松江線がクロスするほか、一般国道5路線、鉄道はJR3路線（芸備線・福塩線・三江線）と陰陽連絡の交通が放射状に拡散し、陰陽連絡・経済・産業・生活を支える交通網を構成している。

平成16年4月に8つの市町村が合併し、市の総面積は778.19 km²となり、広島県の総面積の約9.2%を占めている。平成25年8月1日現在の人口は56,294人、世帯総数は23,793世帯で、平成16年4月の合併時に比べ人口は5,529人（8.9%）の減、世帯数は232世帯（0.9%）の減となる中、少子高齢化が顕著となっている。

合併後、行財政改革に積極的に取り組み、その効果額等を活用する中、本市がめざす「子育てに夢がもてるまち“みよし”」の実現のため、こども救急24時間対応や乳幼児・児童医療費助成、第3子目以降の保育料無料化など、様々な取組を進めているところである。

(2) 保育施策の現状と課題

市域の広大な本市には公立の保育所が23ヶ所（うち1ヶ所は休所中）、私立の認可保育所が3ヶ所、私立の認可外保育所2ヶ所があり、平成25年5月1日現在で0歳から5歳までの児童約1,590人（内、公立保育所1,159人）を保育している。

近年の大きな特徴として、国の定める保育士配置基準において保育士を多く必要とする3歳未満児の保育所入所希望の増加があり、保育所入所率が平成20年度と平成25年度の比較では、1歳児が7.7%増、2歳児が8.3%増となるとともに、現在、入所待ちの約9割が3歳未満児という状況となっている。さらには、集団生活において落ち着きがない等のいわゆる「発達に弱さのある子」など、支援を必要とする子どもが増加していることがある中、年度中途の入所については保護者の希望に十分に添えない状況となっている。

子どもの発達支援に関しては、本市では独自施策として平成17年度に「三次市こども発達支援センター」を開設し、発達に関する相談や定期的な療育教室を開催し、子どもはもちろん保護者の支援に取り組んでいるところではあるが、待機児童が増加している状況となっている。

本市は、行財政改革の推進において「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本として、公立保育所の運営に当たっては、行政と民間との適切な役割分担のもと、事業者による継続的かつ安定的な保育所運営による新たな保育サービスの提供が期待される「民間委託」を進めており、開所中の公立保育所22ヶ所のうち1ヶ所を平成20年度から民間委託するとともに、平成26年度からは、新たに2ヶ所を民間委託する予定であり、今後とも保護者や地域の理解を得る中、民間活力の導入を進めることとしている。さらには、保育所規模適正化の観点から、児童数が減少している保育所の統合を推進しているところである。このような計画の下、合併後において保育士の採用を控えていることもあり、市が運営する保育所に勤務する保育士191人のうち103人（約54%）、こども発達支援センターに勤務する保育士（それに相当する者を含む）9人のうち6人が臨時的任用職員という状況となっている。保育の質を維持するため、臨時的任用職員については保育士等の資格を有することを採用条件としていることや、職の安定を求めた民間事業者等へ移行等により保育士等の確保に非常に苦慮している。

また、保育所の民間委託や規模適正化等の推進においては、保護者や地域に十分な説明を行い、理解を得ながら進める必要があることから、計画どおりに推進できるか不確実なところもある。

さらには、正規保育士の中には家庭の事情等により定年をまたずに退職する者もあり、保育サービスの充実、確実な提供のためにも、安定した保育士等の体制整備が急務となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

少子化については、経済・雇用状況が大変に厳しい中で、共働きは常態化しているなど、仕事をしながら安心して子育てができる環境の整備は近々の課題となっている。

平成20年度に実施した「次世代育成支援行動計画（後期）」でのニーズ調査において、理想の子ども数は「3人」が52.5%で最も多いが、予定の子ども数は「2人」が54.0%で最も多く、理想と現状に差がみられ、この理由として、第1位は「子育てにかかる経済的負担が大きいから」、第2位は「仕事と子育ての両立が難しいから」という結果もでてきているところである。

本市では、第3子目以降の保育料無料化や乳幼児・児童医療費助成など他市に先駆けた制度により、子育て支援を行っているが、保育所への入所希望が高い3歳未満児の受け入れや、近年特に増加している発達に支援が必要な児童への対応に苦慮しているところである。この要因は、保育士等の確保が十分にできないことに他ならず、公募しても応募が少ない理由としては、中山間地域で有資格者が少ないことも考えられるが、現行の法制度における、最長1年という任用期間が大きく影響しているものとする。

構造改革特別区域として規制の緩和を受けることにより、人材の確保が容易となり、保育サービスを低下させることなく保護者のニーズに応えていくことができる。

保育士等を安定的に雇用することで生まれる保育環境の充実は、少子化対策の推進、若者定住に大きく関連し、本市の人口増加による活性化が図られる。

6 構造改革特別区域計画の目標

少子化対策，定住対策を推進する上において，経済や雇用の安定はもとより，仕事と子育ての両立，子育てしやすい環境づくりが大変重要である。

行財政改革の一環として民間委託等を推進する中で，公立保育所が担うべき役割を認識し，保護者ニーズの高い3歳未満児保育や発達に支援が必要な子どもの保育の充実を図ることは急務となっているところである。

今回，構造改革特別区域として規制の緩和を受けることにより，臨時的任用職員の確保が推進できることとなり，これまで以上に研修の充実も図られ保育の質の向上が期待できる。

このことにより，本市が目指す「子育てに夢がもてるまち“みよし”」の実現を進め，にぎわいと活力あるまちづくりを進めることができる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

待機児童の定義には当てはまらないものを含め，平成25年9月1日現在92人の入所希望がある。このうち80人は保育士の配置基準の高い3歳未満児という状況であり，保育士の確保ができることにより入所待ちの状況が緩和され，年度中途の入所希望への対応が容易となる。さらには，正規職員も含め研修の時間も充実できることから，更なる資質の向上が期待できる。

また，保育所への受け入れ環境の充実により若者の定住等による人口増加，地域の活性化を図ることができる。

8 特定事業の名称

地方公務員に係る臨時的任用事業

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容，実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

409 「地方公務員に係る臨時的任用事業」

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

三次市

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

三次市が市立保育所及び、三次市こども発達支援センターに採用する保育士（それに相当する者を含む）の資格を有する臨時的任用職員について、その職務の遂行に必要な資格要件を満たす者の確保が困難であるとき、現行の最大1年間雇用の期間に特例を設け、任用の日から3年を超えない期間内に限り、6月を超えない期間で更新することができるようにするものである。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 構造改革特別区域法第24条第1項各号に掲げる要件に該当すると判断した根拠（1号要件）

三次市では、行財政改革の観点からも公立保育所の民間委託を推進する方針であり、平成16年の合併後においては保育士の採用を控えてきた。

しかしながら、保護者や地域等の理解に時間を要することなどから計画どおりには進んでいない状況である。このような中、3歳未満児保育や発達に支援が必要な児童及びその保護者への支援は、近々の重要課題となっているところである。

これらの状況へ対応するためには、保育士等の資格を有する者の確保ができるかどうかには他ならないが、現状においては、保育士等の確保が大変困難な状況であることから、臨時的任用保育士等の任用期間の延長に係る特例措

置を受ける中、子育てしやすい環境づくりに努めるものである。

(2) 構造改革特別区域法第24条第6項に基づく必要な措置の内容

① 本特例に係る適正な定員管理及び職員数の公表

本特例による臨時的任用職員の状況については、人事行政の運営等の公表にあわせ、市の広報紙及びホームページにおいて公表する。

② 職員の分限に関する規定

本市においては、すでに「臨時的に任用された職員の分限に関する条例」を制定しており、本特例措置による臨時的任用職員についても、本条例の適用対象となる。

③ 資格要件の制定

本特例措置による臨時的任用職員を任用する場合は、職の資格要件を定めることとする。